

令和5年度当初予算ベース 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税(国・地方)は2014年4月1日より5%から8%に2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当村の令和5年度当初予算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 47,800 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 551,629 千円

単位:千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保険財源化分)
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	120,291	10,404		2,923	106,964	14,056
	障害福祉事業	97,861	70,065			27,796	3,652
	高齢者福祉事業	17,377	595		4,925	11,857	1,558
	児童福祉事業	108,742	57,596		8,463	42,683	5,608
	小計	344,271	138,660	0	16,311	189,300	24,874
社会保険	国民健康保険事業	19,908	10,988			8,920	1,172
	後期高齢者医療事業	66,020	9,191			56,829	7,467
	介護保険事業	81,146	2,616		964	77,566	10,192
	小計	167,074	22,795	0	964	143,315	18,831
保健衛生	成人保険事業	16,739	678		2,909	13,152	1,728
	母子保健事業	8,001	2,286		49	5,666	745
	疾病予防対策事業	13,704	1,328		30	12,346	1,622
	医療提供体制確保事業	1,840	1,840				0
	小計	40,284	6,132	0	2,988	31,164	4,095
合計		551,629	167,587	0	20,263	363,779	47,800

※ 地方消費税交付金(社会保障費財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。